

建設企業常任委員会会議記録

日 時 令和2年8月7日（金曜日）
場 所 水戸市議会 第5委員会室

午前10時 2分 開議
午前10時49分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

① 道路占用の許可基準の緩和について (道路管理課)

(2) その他

2 出席委員（6名）

委 員 長	飯 田 正 美 君	副 委 員 長	萩 谷 慎 一 君
委 員	中 庭 次 男 君	委 員	五 十 巍 博 君
委 員	小 川 勝 夫 君	委 員	松 本 勝 久 君

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

副 市 長	秋 葉 宗 志 君						
建 設 部 長	渡 邊 雅 之 君	建設部技監兼 建設設計画課長	大 森 幹 司 君				
建設部技監兼 道路建設課長	安 達 茂 君	建設部技監兼 内原建設事務所 長	谷 萩 幸 治 君				
道路管理課長	有 金 正 義 君	生活道路整備 課	川 又 弘 一 君				
河川都市排水 課長	大 山 裕 己 君	建 築 課 長	大 和 田 聰 君				
土木補修事務 所長	小 田 博 之 君						
都市計画部長	加 藤 久 人 君	都市計画部技監兼 市街地整備課長	木 村 勤 君				
都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長	大 和 直 文 君	都市計画課長	柴 崎 美 博 君				
建築指導課長	井 原 孝 志 君	公園緑地課長	上 田 航 君				
住宅政策課長	砂 川 和 敏 君						

上下水道事業 管 理 者	荒 井	宰 君									
水 道 部 長	伊 藤 俊 夫	君	水道部技監兼 給 水 課 長	梶 山	学 君						
水道総務課長	梶 山	哲 君	經 理 課 長	栗 原 千	尋 君						
料 金 課 長	倉 田 佳 則	君	水道整備課長	杉 山 健	一 君						
浄水管理事務 所 長	島 孝 夫	君									
下水道部長	坏 貴 之	君	下水道部技監兼 下水道整備課長	松 葉 光 隆	君						
下水道管理課長	鬼 澤 英 一	君	下水道施設 管理事務所長	渡 邊 基 弘	君						
6 事務局職員出席者											
議 事 係 長	綱 島 卓 也	君	書 記	堀 江 良	君						

午前10時 2分 開議

○飯田委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設企業委員会を開会します。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、報告事項の説明を行います。

それでは、道路占用の許可基準の緩和について、執行部より説明を願います。

有金道路管理課長。

○有金道路管理課長 おはようございます。

それでは、道路占用の許可基準の緩和について建設部道路管理課提出の資料により御説明いたします。

このたびの新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等が道路上を利用する際に、地方公共団体と地域住民や団体などが一体となって取り組む場合においては、飲食店などを支援する緊急措置として、道路占用許可の基準を緩和するものでございます。

緩和するための内容でございますが、新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的な営業であること。

2番目としまして、3つの密の回避や新しい生活様式の定着に対応する営業であること。テイクアウトやテラス営業のための仮設の施設であること。最後に付近の清掃に御協力いただけることといたします。

次に、占用の主体といたしまして、地方公共団体や地元の関係等団体が一括して占用するものといたします。

占用する場所につきましては、道路の構造や交通に支障を及ぼさない場所で占用していただきます。

この緩和措置における道路占用料は徴収いたしません。

なお、この緊急措置は令和2年1月30日までの期限に限るものといたします。

説明は以上です。

○飯田委員長 内容について、何か御質問等がございましたら発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 オープンテラスとか、テイクアウトをさらに一層勧めて利用できるようにするということなんですがれども、その道路の構造または交通に著しい支障を及ぼさない場所というのは、具体的にはどんな規定があるのかお答えいただきたい。

占用する場合に、例えば道路の幅とか、あるいは道路構造だとか、そういうものというのは、どういう場所を言っているのかお答えいただきたい。

○飯田委員長 有金道路管理課長。

○有金道路管理課長 中庭委員のただいまの御質問にお答えいたします。

占用場所の道路の構造に著しい支障を及ぼさない場所と言いますのは、歩道上に沿道飲食店の路上利用に伴う占用物件を設置する場合においては、十分な歩行空間を確保することが条件になっております。交通量が多い場合にあっては3.5メートル以上、その他の場合は2メートル以上の歩行空間を確保していただくことになります。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 水戸市内の中心部において3.5メートル以上の歩道とか、あるいは少なくとも2メートル以上の歩道というのは、大体どの辺を指していらっしゃるんですか。例えば、南町2丁目のあそこはかなり広いですが、ああいうところも入るんですか。お答えいただきたい。

○飯田委員長 有金道路管理課長。

○有金道路管理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

広い歩道の場所としましては、水戸駅南口の水城高校の前の駅南中央通りであったり、あとは京成百貨店の周りであったり、そういうところを想定しております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 水戸駅南口がありますよね。あそこは道路敷地になっているということで、ずっと前委員会でも明らかになりましたが、そうすると、あそこでもオープンカフェだとか、テラス営業だとか、ティクアウトだとか、ああいう場所でできるんですか、これは。

○飯田委員長 有金道路管理課長。

○有金道路管理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

今の御質問ですが、水戸駅南口のペデストリアンデッキのことかと思われますが、水戸駅南口のペデストリアンデッキは道路でございますので、本制度の許可基準により取扱いをいたします。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、あそこの周辺には商店会もありますし、エクセルとかなんかもありますよね。ああいうところでも一括して借りて営業ができるということになるわけですか。

○飯田委員長 有金道路管理課長。

○有金道路管理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

ペデストリアンデッキでも十分な歩行空間を確保していただければ、占用許可の基準対象となります。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると規制はないということなんですね。道路敷地だから占用許可が出れば使えるということなんですね。

あとは、例えば道路に面しているビルがありますよね。1階に中華料理店、2階に和食店、3階に居酒屋さん。こういう場合は、1階のビルに面する土地はどういうふうに使うんですか。要するに当然、競合しちゃうわけですよね。その場合どういうふうになるのかお答えいただきたい。

○飯田委員長 有金道路管理課長。

○有金道路管理課長 中庭委員のただいまの御質問にお答えいたします。

ビルが隣接している場合、1階の店舗しか対応ができないというわけではございませんので、もし歩道が広ければ屋外客席を店舗間でシェアすることや、周りに空き地とか駐車場があればそれを利用していただくなどを想定しております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 それは誰が調整するんですか。要するに私は1階だから優先権があるんだとか、いや2階でも使わせてくれとか、そういうトラブルなんかになってしまふんじやないかと思うんだけど。それはどうなの。

大丈夫なの。

○飯田委員長 有金道路管理課長。

○有金道路管理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

占用主体団体が地方公共団体や地元関係等団体による一括占用としておりまますので、そこをまとめていただける商店会や商店街振興組合とか、そういうところで調整をしていただくなると思います。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 分かりました。

あと、この図ではテイクアウトもできるということになっていますけども、テイクアウトの場合、あまり幅は使わなくてもできますよね。例えば、こういう机1つだけでやるから道路の幅があんまりなくとも、ここからこのくらいの大体1.5メートルくらいあればできるんじゃないかと思うんだけど。そういう点は、何か緩和みたいなものというのはあるんですか。

[「通行の妨げにならなきやいい」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 有金道路管理課長。

○有金道路管理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

2メートル確保できない場合においては、曜日もしくは時間を限って占用していただくなど、歩行者の円滑な通行が確保される場合にあっては、御相談いただければ占用許可を検討したいと思います。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 この市役所の周りで、結構テイクアウトをやっているお店ってありますよね。例えば、前のタイ料理の店だとか、何かいろいろやっていますよね。だから、そういうところでも商店会で申し込まなければ駄目だということで、ここに書いてある地元関係等団体というは何なんですか。

○飯田委員長 有金道路管理課長。

○有金道路管理課長 中庭委員のただいまの御質問にお答えいたします。

占用の主体団体である地元関係等団体でございますが、協力団体だったり、先ほどお話しした商店会であったり、商店街振興組合であったり、地域住民団体等の関係者となる協議会とか、そういうのを想定しております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 最後の質問ですけれども、やっぱり今商店街は、特に飲食店の方は売上げが9割も減ってしまったと、そしてもう商売できないと、廃業を考えているという方もたくさんいらっしゃると。私も大工町の辺りをちょっと調査したことがありますけれども、クラスターが発生したということもあって、お客様が夜に1人しか来ない、全く来ないという大変な状況にもあります。

だからそういう中で、やっぱり道路占用許可基準を緩和して、そういうお店を救済するということが私は必要ではないかなというふうに思います。積極的に水戸市でも取り組んでいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○飯田委員長 有金道路管理課長。

○有金道路管理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

本市としましても、この道路占用許可基準をもっと周知して積極的に取り組んでまいります。

○飯田委員長 ほかにございますか。

五十嵐委員。

○五十嵐委員 路上利用の道路占用許可基準を緩和するということで、この新型コロナウイルスの影響を受ける飲食店にとっては、大変ありがたいことであるというふうに思っております。

その上で、ちょっと重複しないようにお聞きしたいんですが、占用期間が11月30日までになっています。そこで、1つは、この占用時間がどういうふうになっているのかと言うのと、もし11月30日を過ぎても状況が厳しくて、こういうことをしてもらうとありがたいというようなことになった場合に、期間の延長等があるのか。まずその2点をちょっとお聞きしたいと思います。

○飯田委員長 有金道路管理課長。

○有金道路管理課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

時間というのは占用の許可が出る時間ということでおよろしいですか。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 営業できる時間です。

○飯田委員長 有金道路管理課長。

○有金道路管理課長 24時間、それは可能でございます。

12月以降の継続につきましては、国の方でもまだ決めてはいないというふうに聞いております。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 これは国の方で決まらないとできないことなんですか。

例えば、本市で延長するということは可能なんでしょうか。

○飯田委員長 有金道路管理課長。

○有金道路管理課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

道路法第32条占用許可基準の中に、ビジネスで道路を占用するということは認められていないので、今回は緩和基準ということで、国の通達によって11月末までという时限措置で行っております。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 分かりました。

最後に、申請用紙とかそういうのは、あんまり複雑だと大変だと思うんですけど。あるんですか。ちょっとどんな感じなんですかね。簡単にできそうなんでしょうか。

○飯田委員長 有金道路管理課長。

○有金道路管理課長 道路法第32条の許可の申請書でございますが、ホームページには複写の関係で載せておりませんので、道路管理課のほうに取りに来ていただくようになるんですけども、A3の複写版になつておるような用紙になります。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 分かりました。

申請してから許可が出るまでは期間は短いってことですよね。申請して許可が出るまで。

[「2週間」と呼ぶ者あり]

○五十嵐委員 え、2週間もかかる。そんな長いんですか。あれ。警察なんかの道路占用も、多少はあれで
すけど、そんなにかかりますか。2週間は長くないですか。

[「2週間以内」と呼ぶ者あり]

○五十嵐委員 2週間以内。最大2週間ということですか。ちょっとそのあたり。

○飯田委員長 有金道路管理課長。

○有金道路管理課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えします。

道路法第32条の道路占用許可の標準処理期間としまして、2週間から3週間としております。2週間以内に出ることもあります。

○五十嵐委員 分かりました。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 ないようですので、次にその他に入ります。

委員より何かございましたら発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 実は、私、京成百貨店の周辺の商店をちょっと訪問したんですけど、その中で国道50号の上
に京成百貨店と新市民会館を結ぶ上空通路について、何か調査をしているということをお聞きいたしました。

既に、この問題については4月10日の新市民会館整備等調査特別委員会でもお話をありましたけれども、
今どういう状況になっているのか。例えば、180万円の予算がついた、あるいは3,000万円の予算が
国でついた。そして調査もする。いろいろ協定を結ぶなど、今どういう状況になっているんですか。

○飯田委員長 大森技監兼建設設計画課長。

○大森建設部技監兼建設設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

現地のデッキの話は4月10日の特別委員会のときにもお話をしあげたとおりでございますが、ただいま
のお話でもありました委託については今、委託業務を設計執行中でございます。

それと、地元の方から聞いた現地調査等については、実際、図面だけではなく現地を見て、どういうふう
な状況なのか現地確認といったこともちょっとやっておりますので、その作業の状況を多分見られたのでは
ないかと思います。

ただ、結論としては、まだ完結はしておりませんで、引き続き協議中という形で、それから協定について
も内容について国や地元の方とのやりとりをしておりますけども、まだ事務処理手続中ということになって
ございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 水戸市は180万円の予算を組みました。これはどんな予算で、特に前の委員会では、その柱
の場所を決めるんだというのがありましたよね。これはどういうふうな状況になっているんですか。

○飯田委員長 大森技監兼建設設計画課長。

○大森建設部技監兼建設設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

委員会のときにもお話をしあげましたが、予算については建設部で所管しております交通安全施設整備費の中から必要な事業費を捻出させていただいて、委託をかけているような状況になってございます。

あと柱の場所についても場所がおおむね限定される中で、どこがいいかということを選定しなければならないものもあるのと、そういった柱の場所のほかにも基礎の形状とかもいろいろ左右しますので、そういったところを今、現地とかも確認しながら作業を進めているというような状況でございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、今の段階ではまだ決まっていないと。要するにどこに柱を造るかについても決まっていないということですね。

それと3,000万円の国の予算。これはどんな予算で、もう執行されているんですか。

○飯田委員長 大森建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

国のはうの3,000万円の予算は今年度の予算の中で委託費という形で計上されているものでございます。道路局関係の予算です。

ただ、まだ現在については、私どものほうの基礎形状の検討とかを進めながらやりとりをしているような状況ですので、まだ発注には至っていないというふうに聞いております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 私は地元の皆さんや、あるいは周囲の皆さんからは、上空通路まで造って、この新市民会館と京成百貨店を結ぶ必要ないんじゃないかと。京成百貨店だって、今全国では百貨店が閉店しているところもありますよね。そういうことを考えれば、あそこに国のお金、それから市民の皆さんのお金をつぎ込んでまで、一体化してやるというのは、やっぱり私は京成百貨店のための新市民会館の建設ということになってしまふんじやないかということで、こういう計画は中止すべきじゃないかなと思っております。

以上です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 私の想定なんです。考え方。9月の議会にちょっと取り上げて質問でもしてみようかなと思っている案件なんだけれども、要するに国のはうからの補正予算として、このコロナに対するいろんな使途、目的がありますよね。過日の茨城県議会のはうで四百五十何億円かな。臨時会を2日間やりましたね。

その中から水戸市が手を挙げればもらえるものもあるようで、私、資料を今日忘れちゃったんで、それはそれとしてよく検討していただいて、もらえるものはもらったほうがいい。それで補助制度もある。2分の1が水戸市の負担、国から2分の1の補助というようなものも、何かいろいろありましたね。

それはそれとしてですよ、例えば水戸市で遊休地みたいなものが、そちらこちらにあるんじゃないかなと思うの。そして今、他県や国のはうでも補助か何か出すんだろうと思うんだけど、水害とか災害のときの住宅、あとはコロナへの対策で仮設の住宅を建てる。こういうことへの水戸市の考え方というのは9月のときでいいんだけど、質問はやろうかなと思っているんだけども。要するに、そういう制度がありますよね。

ですから、例えばコロナになっちゃったとか、あるいは自宅待機になっているとかすると、自宅待機に

なっておっても今度は家族が感染する。今回も結構いるようですね。そういう方を一時、自宅待機させていたんでは、私はあまり効果がないと思う。例えば、その方が陽性だとしたら、家族も感染されているかもしれない。

そういう方を、例えば陰性であって自宅待機であったとしても、そういう方々を入れる住宅、こういうものが私は必要になってくるんじゃないかなと、こう思うんですよ。そういう場合に、井原課長さん、建築確認は必要け。そういう場合があつたとしたらだよ。これは国で、応分の金っていうのは出てくるような気もある。どのぐらい出るか分からぬけど。資料忘れてきたけど。ほかの県では水害だの何かで随分仮設住宅っていうのはやっているでしょ。あれは応分の国の金でやっているのかなというふうに思うんですけども。

だから例えば民間の土地を借地して、そういうものを造るような事態にはなりたくないけれども、造らざるを得なくなつたときに、いつまでというのは、先はまだ見えないわけですから。コロナの。また今年の秋に水害があるかもしれない。そうしたら、コロナとか何かと一緒にになると、市民センターが待機所だよというわけにはいかなくなると、私は思う。

だから、水戸市独自でもって、そういう仮設住宅というものを考える必要があるのかなというふうに、今の時点では先は見えないから何とも言えないけれども、そういう事態にはなりたくないけれども、そういうことの考え方必要だろうと思います。心の準備、お金の準備などのそういう準備というのも、仮設住宅を建てる場所の手だて、一番手っ取り早いのは他人に関係ない水戸市の遊休地。それでどうしても上下水道やいろんな問題等がある場合は民間の土地を借りて、そういう住宅を建てる。遠く離れた山のほうに、まちの真ん中っていうわけにはいかないから。そういう場合っていうのは、建築確認っていうのは必要になりますか。

市の施設だから別に建築確認がなくても、わらわらと建てられると。建蔽率だと容積率とか関係なく建てられるのか、やっぱり建築基準法に沿つて、道路の問題やそういうものも必要になるのかどうか。

分かんなければいいけど、分かっているんだったら教えていただきたいといて、9月の議会あたりにでも、ちょっと質問でもさせていただこうかななんて今考えている。

そういう事態というのは、考えたくないんだよ、私も。だけど現実に市役所の職員の皆さんも、自宅待機になっている方がいるわけだから、人ごとではないわけよ。いずれ我が身。皆さんは若いから助かるよ。我々はもう終わり、うつったら終わり。だから、私は構わないとしても、市民の皆さん命を守るというような観点からすれば、そういうことの考え方もされているのかどうか。そういう場合にはそういうことが必要なのか。どこでもいい。貸してくれるんだったら、どんどんばかばか建てて、そういう方々を入れちゃうというふうになるのか。いかがなものでしようか。

大体分かる、言っていることが。俺ごちやっぺだから言っていることが。自分でも分かんなくなっちゃう。これは誰が答弁でいうこともないんだけど、ここでいいたらやっぱり秋葉副市長さんなのかな、これ。水戸市を代表して。

○飯田委員長 秋葉副市長。

○秋葉副市長 ただいまの松本委員の御質問に対しましてお答えをしますけれども。答えになつてゐるかどうかちょっと御勘弁をいただきたいと思うんですけども。

県の補正予算につきましても、国の補正予算につきましても、これはアンテナを高くして使えるものはきちんと使っていきたいと思っております。これがまず1つでございます。

あとは仮設の住宅の話でございますけれども、特にコロナの、例えば病院の収容数がもう決まっていますので、今軽症者の問題がありまして、県においても現在356人ほど、患者が出てるというふうに記憶をしております。こういった状況の中で、軽症者の収容は本当に自宅でいいのかということがございまして、コロナの場合の病床の調整、または、そういう療養施設。例えばホテルとか宿泊施設を借り上げる。そういった調整を行うのは、県のほうで調整本部ができております、そちらのほうで全県を見ながら施設を調整する。権限は現在県のほうでその調整を行っているところでございます。

病床を中心に増設の調整を行って、さらに軽症者の収容について、ホテル等の借り上げということで現在調整を行っておるとところでございまして、実際には、間もなくそういった施設が開設されるというふうにも聞いております。

ですので、コロナ対策として仮設住宅を建てるという状況には今のところはないというふうに聞いております。

私からは以上です。御答弁になつていなかつたら申し訳ございません。

○松本委員 コロナは関係ない、水戸市は。

○秋葉副市長 いや、関係ありますけど、仮設住宅は造らない、借り上げるという。

○松本委員 だから自宅待機させてるっていうこと自体が、陽性になるかもしれない。そしたら家族も全部、関係者にもうつしまうことになつちまうべよ。だから自宅待機というのは、いかがなものかと私は思ってんの。気をつけたほうがいいよ。

○飯田委員長 小川委員。

○小川委員 建設企業委員会も大変な状況下の中で、インフラ整備であつたり本当に大変御苦労さまでございます。しかも、その上で、今コロナの問題も出ましたけど、本日、今度は熱中症アラート。東京含めて、茨城、千葉と出ております。しかも、冒頭に申し上げましたように、コロナ感染の中なんですよ。

そして、その中で私ども、例えばある程度の熱が出ましたと言って、医者に行っても熱があればかかりつけの病院でも中には入れないというのが今の状況なんですよ。そうすると保健所から今度、関係病院に連絡する。

こういう手順だと、その間が一番我々には大事だと思うんですよ。2日なり3日なり、熱が出た、せきが出た、そういう部分がいわゆる市中感染の元ではなかろうかなと思っております。

そして、先ほどの松本委員と重複した話になりますけど、家の中での自宅待機というのは大変な状況であろうと思います。これは当然、身近なところでだんだん足元に来ている。しかも見えない部分が多岐にしている。我々の不安というものは踏まえて、いわゆる今のPCRの検査体制、そして医療体制。これについて、市としては先ほど秋葉副市長が申されましたけど、県が中心となって対策協議会をやっている。本市においてもコロナについて、執行部の皆さんが出でて協議会、対策本部を設けてやっておりますし、その辺は大変御苦労おかげして、御礼を申し上げますとともに感謝申し上げます。

だから、その辺も、まとまらない話になってきちゃったんだけど、検査体制、医療体制、そういう情報を

的確に流せるように皆さん方が参画して、対策本部の皆さんなり、そういう中で挙党一致、府内一致の中で、職員をはじめ市民の皆さんが安心して過ごせるような状況であればいいなと、こう思っております。

一日も早く誰しもが終息を願うことであろうけど、今はどんどん市中感染が広がりつつある中ですから、お互いに気を付けながら、我々も迷惑かけちゃいかんし、そういうことを踏まえて自分としても努力していきたい。市の皆さん方にもお願いをしてね。まとまらない話ですが、これから皆さんの貴重な御意見を総まとめして、市民を安心させてほしいと願うということで終わります。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 私は松本委員に関連して質問したいんですけども。これは秋葉副市長さんに答えてほしいんですけどね。今の軽症者で自宅待機になっている方は、全県で356人と言いましたよね。

[「それ違う、患者数」と呼ぶ者あり]

○中庭委員 そうすると全県において、軽症者で自宅待機している方は何人いらっしゃるんですか。

[「全県は分からぬ、水戸市のことじゃない」と呼ぶ者あり]

○中庭委員 ああそうか。水戸市では何人ぐらいいらっしゃるんですか。

今度、昨日ファクスがありました、この近くの居酒屋さんから4人の感染が確認されたということなんですね。水戸市では自宅待機している方は何人ぐらいいらっしゃるんですかね。それをお聞きしたいと思ったんですけど。

○飯田委員長 秋葉副市長。

○秋葉副市長 水戸市での自宅療養の状況ですけども、今日は8月7日になっちゃってますけれども、8月5日の状況で14人が自宅療養。これは病床の調整中なもんですから、取りあえず自宅療養していただいておりますので、後々病床が空き次第入院すると思われます。8月5日の時点では14人という資料になっております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうするとね、昨日のファクスでは、この市役所近くの居酒屋さんで4人の感染が明らかになったと。それ以外にかなり濃厚接触者も、あそこを利用している方も市の職員で何人だかは分かりませんがいらっしゃると思うんですけども、そうするとこの方も結局、自宅で待機するということになるんですか。そうすると14人どころか、それが例えば20人、30人ということになる可能性があるんですね。どうなの。その辺ちょっと。

○飯田委員長 秋葉副市長。

○秋葉副市長 先ほど、松本委員の御質問にお答えしたんですけども、県のほうで病床調整、さらには療養施設、ホテル等の借り上げについて今調整しておりますので、ずっと自宅療養ということは少ないんじゃないかなというふうに予想がされます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 昨日のNHKの7時のテレビを見ましたらば、市中感染が非常に増えていると。特にその中で家族間の感染というのが増えているというのが今回の特徴だと言いました。やっぱり私は松本委員が言っていたように、簡易な宿泊型の療養施設というのが必要だと思うんですよ。

今の秋葉副市長さんの話では、これは県がやる仕事だと言っているんですけども、水戸市ではそういう施設を借りているということはあるんですか。水戸市内でそういう施設を借りているということはあるのかどうか、ちょっとお答えいただきたい。

○飯田委員長 秋葉副市長。

○秋葉副市長 今回の場合の病床等の調整については、県がやるということになっているところでございまますので、権限が水戸市には全然ないんだということあります。

水戸市内にあるかどうかについては、場所については恐らく非公表になっているというふうに考えております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 やっぱり、ぜひ水戸市内でも確保していただいて、今水戸市でもかなり増えて、水戸市でも40人ですか。感染が確認されたのがね。だから、やっぱり水戸市として県に要望して、やっぱりきちんと水戸市内でもそういう施設を確保できるように、ホテルを確保できるように、ぜひ努力していただきたいというのが1点。

それから、これは私が聞いた話なんですけれども、今、大工町、泉町などを特定繁華街と指定してPCR検査をしてほしいということで、県がやってますよね。しかし、大工町の方々、飲食店なんかに勤めている方々に聞きますと、県のコールセンターにPCR検査を受けたいと連絡しても、100回かけてもつながらない。そして、やっとつながったならば、特定のこの日にちしか空いていないというようなことで、そういう点ではなかなかPCR検査を受けられないということで、あるスナックでは自分たちでキットを買って、そして抗体検査をしているという話も聞きました。

ですから、そういう点で秋葉副市長が、そういう担当の副市長でもあるので、ぜひ水戸市としてもPCR検査をやれる体制を、今60件しかない。60人しかできない。対象のお店が700軒なのに、そこで1軒5人いたとしても、3,500人の人の検査をしなくちゃならない。1日60件しかできないという点は、やっぱり多くの人たちを守るためにも、PCR検査を希望者全員ができるように、ぜひ改善してほしいというふうに思います、どうなのかという点です。

[「ここは建設企業委員会だから」と呼ぶ者あり]

○中庭委員 それは、私の要望にしておきます。

それで、もう一つは、ちょっとこれ秋葉副市長さんに聞きたいんですけども、7月の臨時会で、建設企業委員会では、コロナ対策の予算がなかったんですよ。それで、私たち臨時会では委員会が開かれなかつたので発言する場がなかつたんですけども、9月議会では、建設企業委員会に関するコロナ対策、感染防止対策予算というのを考えていなかつたのかどうかね。そうしないと、全然この建設企業委員会で何も議論ができないということなので、ぜひ、水戸市の場合は、第1次、第2次、第3次までいきましたよね。9月の第4次で、またコロナ対策の予算というのはまだ国の予算余っていますから。ぜひ、この委員会で提案できるようお願いしたいというふうに思うんですが。要望なんですけれども、答えをいただきたい。

[「必要があれば予算化するわけですから」と呼ぶ者あり]

○中庭委員 だけど、予算化していないんだから、7月15日になかったんだから。だから、まだ国の予算も

余っている、まだ残っているんですよ。3兆円のうち2兆円は使ったけども、あと1兆円残っている。

[「いいんだよ、新市民会館のほうで使うんだから」と呼ぶ者あり]

○中庭委員 だから、あと1兆円の中で、第4次の緊急対策を考えているのかどうか。お答えいただきたい。

[発言する者あり]

○中庭委員 最後にもう1回要望しますけども、泉町や大工町のお店、商店街なんかは、本当にお客様が来ていない。夜なんか人が歩いていないという中で、このまま廃業せざるを得ない人は、たくさん出てくると思うんですよ。そういうお店がなくなったら私たちも寂しいですよね。だからぜひそういうお店が守られるように、PCR検査の体制を強化したり、それから休業補償は、水戸市でも10万円だけなんです。だからもっと、早く出すようにぜひ考えてほしいと。やっぱりこれを真剣になって考えてほしいんですよ。皆さんよろしくお願いします。

○飯田委員長 それでは、御意見として。

ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 ないようですので、以上をもちまして本日の建設企業委員会を散会します。

御苦労さまでした。

午前10時49分 散会